

令和7年
第6回立川市農業
委員会総会議事録

立川市農業委員会

令和 7 年第 6 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 7 年 6 月 25 日 (水) 午後 3 時
会場 208・209 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第 1 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第 2 号 都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について
 - 議案第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
 - (1) その他
- 6 閉会

令和 7 年 第 6 回 立川市農業委員会総会

令和 7 年 6 月 25 日 (水)

立川市役所 208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊君	10番	鴻地 文武君
2番	嶋田 貞芳君	11番	岩崎 紗矢佳君
3番	高杉 晋一君	12番	高橋 浩久君
4番	内野 智行君	13番	宮岡 広行君
5番	橋本 良子君	14番	田中 佐一君
6番	浅見 恵子君	15番	清水 茂男君
7番	宿谷 豊君	16番	川野 進君
8番	横幕 玲子君	17番	岡部 良己君
9番	森谷 一郎君		

事務局職員

局長 八谷 俊太郎君

係長 熊谷 寛君

主事 東島 信幸君

午後 2 時 58 分 開会

議長 それでは、定刻前ですけれども始めたいと思います。

また、本日は天気の悪い中、今日は何かスコールみたいな雨があつたり、急にまた晴れたりということで、本当に今日はもう、仕事にしてもやりづらい天気だったかと思います。

私のほうから報告等があります。6月17日に東京都農業会議のほうで総会がありまして、立川市農業委員会で全国農業新聞の購読普及についての表彰がありました。今日、事務局のほうから表彰状のほうを、今、御覧になっているのがそうです。それだけ皆さん、多くの方が購読していらっしゃるということで表彰を受けました。また、皆さんも引き続き農業新聞の購読をお願いしたいと思います。もし取っていない方が、この中でもいたとしたら、そういう方は取っていただかないと、やはりその分……。取っていますよね。ということで、これは取っていただきたいと思いますので、今後ともこちらについてはよろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和7年第6回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名です。今回は17番の岡部委員、2番の嶋田職務代理にお願いしたいと思います。

それでは、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出が3件、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出が7件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 そうしましたら、報告事項を御報告させていただきます。
着座にて失礼いたします。

初めに、（1）事務報告を行います。

5月28日（水）、全国農業委員会会長大会が開催され、会長が出席をされました。

5月30日（金）、相続税納税猶予制度研修会が開催され、事務局が出席いたしました。

月が変わって、6月2日（月）、JA東京みどり管内5市農業委員会担当者会議が開催され、会長、職務代理、事務局が出席いたしました。

6月3日（火）、農業経営部会による農地パトロールを開催いたしました。

6月4日（水）、農業者年金担当者会議が開催され、事務局が出席いたしました。

6月5日（木）、農地中間管理事業担当者会議及び新規就農・貸借担当者会議が開催され、事務局が出席いたしました。

6月6日（金）、主任職員協議会が開催され、事務局が出席いたしました。

6月17日（火）、東京都農業会議通常総会及び常設審議委員会が開催され、会長、局長が出席いたしました。

6月23日（月）、北多摩西部地区農業委員会地区別検討会が開催され、会長、職務代理、事務局が出席いたしました。

委員会といたしまして、6月16日（月）、6月の総会に向けた現地調査を、25日（水）午後3時より第6回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

7月18日（金）、東京都農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席を予定されております。

委員会といたしましては、7月15日（火）、7月の総会に向けた現地調査を、23日（水）午後3時より第7回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（1）事務報告は以上となります。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出

3件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は砂川町8丁目の2筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は597m²。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は砂川町5丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は152m²。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は西砂町6丁目の3筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は918.02m²。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出7件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は上砂町2丁目の3筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は1,749m²。転用目的は事業用地でございます。

2件目、農地の所在は羽衣町3丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は79m²。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は西砂町6丁目の4筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は1,866m²。転用目的は住宅用地でございます。

4件目、農地の所在は羽衣町3丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は234m²。転用目的は住宅用地でございます。

5件目、農地の所在は砂川町3丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は277m²。転用目的は住宅用地でございます。

6件目、農地の所在は若葉町2丁目の2筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は800m²。転用目的は住宅用地でございます。

最後に、7件目、農地の所在は砂川町4丁目の2筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は1,949m²。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照ください。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問があつたらお願ひをいたします。

事務局、お願ひします。

係長 事務局のほうから1点、訂正のほうをさせていただきます。

印刷時に間違えて、農地法第4条の1番目の方。名前のところを削除してしまったようで空欄となっております。名前は略図のほうに記載してあるとおりなんですが、その旨、訂正させていただきますので、申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかに御質問ありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 御質問がないようでしたら、報告事項はこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について御説明をいたします。

特例農地は西砂町1丁目の5筆となります。

現地調査を申請者立会いの下、鈴木会長、川野委員、嶋田職務代理、岡部委員、橋本委員、事務局で行いました。

略図1を御覧ください。略図1は西武立川駅北側に広がる農地です。委託による茶葉の生産のほか、トマトやピーマン、オ

クラなどの露地野菜、栗やかんきつ類など果樹の生産もされておりました。境界は確認がでております。肥培管理もおおむね良好でしたが、果樹の下に雑草が繁茂しており、中に入りにくい状況でした。また、収穫後の残渣がかなり残っておりましたので、委員より片づけるよう指導がございました。

これらの指導内容については、後日、地区委員が改善されたかを確認することを条件といたしましたので、地区委員より御報告をお願いしたいと思います。

議案第1号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

まず初めに、川野委員、お願いします。

16番 事務局の説明があったとおりなんですけれども、後日の確認については、果樹の下草については管理されているというところです。ただ、時期的に草が生える時期ですので、取りあえずは刈り込んであるという形で、きれいになっておりました。

あと、一部果樹が大きくなっているような指摘もあったんですけども、それについては現状もう、結実して実がなっている状態で、できれば冬に剪定をさせていただきたいということでお話がありましたので、また何かありましたら確認するようさせていただければと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、嶋田職務代理、お願いいたします。

2番 今、川野委員が言われたように、お茶を主としてやられているということですけれども、あと、栗の木があるんですけども、その下にミョウガですかフキだとか、そういうものが一応、栽培というか植わっているというか、それはちゃんと収穫しているということなので、その中で草が生えちゃっているというところなので、致し方ないのかなというところですけれども、一応それを収穫するための道はつけてくださいというよう

なことも少しお願いをしておきました。時期的なこともあるので、引き続き、地区の川野委員に見ていただいてもらえば問題ないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岡部委員、お願ひいたします。

17番 お2人の言ったことが全てだと思いますので、私からは付け加えることはありません。

議長 ありがとうございました。

続きまして、橋本委員、お願ひします。

5番 とてもやる気のある方なんですかけれども、ちょっと認識が軽い感じがありまして、会長から非常に厳しい御指導がありましたので、大丈夫だと思います。

議長 ありがとうございました。

それでは、私から報告というか、付け加えさせていただきます。

今回は、適格者ということは、当然相続に関わることなので、やはりきれいにしてください、管理されていないと、今後、3年後にもまた調査にも伺うわけですから、この適格者を受ける際はしっかりしておかないと、今後につながってくると思いますので、ちょっと厳しい言い方もしたかもしれませんけれども、指導もさせていただきました。

結論から言うと、このままだと証明書はちょっと厳しいですよという言い方は、はつきり言いました。なので、後日、川野委員に見ていただいて、例えば草とか、そういった管理もしていればいいんじゃないでしょうかというような言い方は、確かにしました。これで何もしないということだと、やはり問題があると思うので、ある程度きれいにして、時期になつたら、また剪定もしていただけるということなので、これについては私も問題はないのかなと思います。

以上でございます。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か御質

問があつたらお願ひをいたします。

お願ひします。

3番 上側の畠の道路際のところで両端がちょっと欠けているんですけれども、これは何ですか。

16番 現地確認した際に家墓がまだ残っていまして……。

3番 家墓は2つあるんですか。

16番 本人と、あと隣接の方のですね。そこが抜けているということです。

3番 分かりました。

議長 そのほか御質問ありますか。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人には相続税の猶予制度を十分に御理解していただけると思いますが、本総会におきまして改めてその意思を確認させていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、猶予制度が正しく適用されなければ制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

それでは、初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。

それでは、初めに岡部農業経営部会長、お願ひします。

17番 先日の現地調査に引き続きまして、お時間をいただきましてありがとうございます。

先日もお話ししましたけれども、少し重複しますけれども、改めて確認させていただきます。

相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、生涯にわたり農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることもあります。御家族などの協力を得ながら農業経営を継続しなければなりません。

そこで確認をさせてください。

申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく御意思がおありでしょうか。お願ひいたします。

申請人 私は、先祖からずっと農業、その自宅に住んでいるので、ずっと……。生涯、先祖がずっと引き継いできていますので、それを見てきているので、ずっと農業を続け、生涯これを続けて守っていきたいと思っています。

17番 もし何かあったときに補助される方はいらっしゃいますか。

申請人 今、私1人ですので、親戚縁者、おいとかめいが、いつもみんな手伝いに来てくれているんですね。そのほかにまた、そういった関係で、お友達とかも、みんないろいろ手伝ってくれているので、多分大丈夫だと思います。

17番 分かりました。

結構面積があるようなので、これから暑いですけれども、くれぐれもお体に気をつけて頑張っていただきたいと思います。

議長 ありがとうございました。

続きまして、高杉土地利用部会長、お願ひします。

3番 ちょっと重複するかもしれませんけれども、私のほうから質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は、条件を満たし続けている間は納税を猶予される制度であり、農業その他、僅かな業種のみに適用される特例措置です。立川市をはじめ各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者をはじめ家族の方なども協力して、農地の肥培管理を適切に行わなければなりません。

そこでお尋ねします。

後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

申請人 はい、受けられます。親戚が皆さん協力して手伝ってくれるので、多分大丈夫だと思います。

3番 ありがとうございました。

相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。お体に気をつけながら、ぜひよろしくお願ひいたします。

申請人 分かりました。ありがとうございます。

議長 ありがとうございました。

委員の皆さんで御質問等がありましたら、お願ひしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、私のほうから。

先日は、ありがとうございました。先ほど地元の委員さんから報告を受けまして、もう既に下草等をきれいにされているということで、時期になつたら果樹のところは剪定していただけます。というところで……。

申請人 はい。冬いたします。冬になつたらします。

議長 冬ですね。では、それは問題ないということでよろしいですか。

申請人 はい。

議長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、あと、私のほうから申請人の方にお願いがございます。

もう御承知だと思うんですけれども、3年ごとに現地調査に伺いますので、またその際は立会いをしていただき、肥培管理ができているかどうか、また確認させていただきますから、その際は御協力、お願ひしたいと思います。

お帰りになりましたら、先ほど報告の中から、おいの方とかめいの方がいらっしゃるということでございますので、先ほど

両部会長からいろいろ質問があった内容が、この封筒の中に入っていますので、もしあれだったら、こちらのほうも御確認をしていただけますと助かります。

本当に農地もたくさんありますから、とにかく体には十分気をつけてください。

今日は、お忙しい中、ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、議案第2号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第2号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について御説明をいたします。

現地調査を申請人立会いの下、鈴木会長、清水委員、田中委員、内野委員、橋本委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

農地の所在、貸借人については記載のとおりでございます。

略図を御覧ください。略図は、砂川五番交差点の北に広がる農地となります。

事業の内容としまして、貸付人の生産緑地に借受人が使用貸借権を設定し、露地野菜の生産を行うというものでございます。

審査要件①、全部効率利用要件ですけれども、借受人は市内に約3,000m²の農地を所有し、家族も含め3名で経営をされております。今後、奥様も加わる予定と伺っております。必要な農機具についても十分保有されており、経験も十分ございます。また、貸付人も1割以上の従事をすることとなっております。

審査要件の2番目、農作業の常時従事要件ですけれども、申請者の従事日数が年間300日となっておりますので、要件を満たしていると考えます。

審査要件の3つ目、地域との調和要件ですが、隣接した畑に留意しながら農薬等の散布は防除基準に従うこと、また、近隣の住宅街の方とも、できる限り言葉を交わしながら耕作を行うとおっしゃっておりましたので、問題が生じることはないものと考えております。

また、本法律における要件、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましては、都市住民が農業を体験する取組など、複数の要件のうち1つ以上を満たす必要がございます。今回の本計画におきましては、立川市、また、隣接する地域において生産物の5割以上の販売活動を行う予定とのことですので、要件を満たすものと考えられます。

以上のことから、申請内容は都市農地貸借円滑化法第4条に規定する事業計画として決定できないものではないと考えております。

議案第2号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございました。

議案第2号について確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

まず初めに、清水委員、お願いします。

15番 申請農地のほうですが、7月1日からの貸借ということですので、作物のほうはまだ何も植わっていない状況で、秋作から植えていくということで、トラクターできれいに耕作されていました。

また、突っ込み道路があるんですが、その道路のほうが所有者の方の妹さんとの共有ということなんですが、境がはっきりしていないということで、そこの境のほうを分かるようにするように伝えておきました。

申請者本人の畑のほうなんですが、畑のほうもナスとか夏野菜がかなり植えてあります。作物に関しては、みのーれや近隣

のスーパー等に卸して販売しているということで、大変一生懸命農業をやっている方ですので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、内野委員、お願いします。

4番 畑のほうはトラクターでちゃんと耕うんされて、いつでも作付できる状態になっておりました。申請人は、またやる気のある人だと思いますので、特に問題ありません。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、田中委員、お願いします。

14番 所有者の方は2年前にアキレス腱を切ってしまいまして、歩くのが不便でありましたので、ちょうどこういうふうな関係で貸借のほうをやっていただければいいかと思います。

まして、境界の共有部分につきまして、次の日に所有者のほうに行きまして、支柱を立ててくれということを言いましたところ、また、昨日確認したところ、支柱のほうが立ててありましたので、境界のほうははっきりしてあります。

以上です。

議長 ありがとうございました。

橋本委員、お願いします。

5番 特に補足することはできません。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いします。

岩崎委員、お願いします。

11番 これは私、素人なので皆様に教えていただきたいんですけれども、これから露地野菜を作られる畠ということなんですけれども、具体的に何を作られるかということと、それってどのぐらいの期間でできる野菜なのかというのを聞きたくて、その理由はなんですけれども、この後ろについている契約書があるんですけれども、使用貸借で、要は、相続が発生したときに、す

ぐに返してもらえるような条項がついているんですね。それが、相続が発生して解約の申出があった後、1か月以内に明け渡すというふうになっているんです。多くの場合って、多分3か月から6か月ぐらいのところを出していると思うんです。それは多分、ホウレンソウとかだと、多分もうちょっと短くできるので、そういうものを回収したいとかいう思いもあるだろうし、現実問題として、相続の申出があった後、畠をきれいにするのに、ほかの畠もあるのに1か月ってできるものなのかとか、その辺も皆さん心配して、多分3か月ぐらいとか、長い人は6か月とか、そういうふうにやっているんだと思うんです。

多分、ここが1か月だろうと3か月だろうと、今回の承認をすることについて影響を得るものではないんですけども、やっぱりここが非現実的だとトラブルになる。返ってこなかつたじやないかとトラブルになるというところがあるので、ここって現実的かどうかという、一応確認を事前にしておいたほうが安心かなと思ったんですけども。

それって、果樹を植えるわけじゃないので、やろうと思えばできるのかもしれないんですけども、その辺どうお考えなのかとか、本人がどうお考えなのかとかというの、事前に確認ができているものなんでしょうか。

議長 では、事務局よりお願ひいたします。

係長 事務局のほうから聞き取りをした際の状況を御説明させていただきます。

まず、この契約の、通常、先ほど委員がおっしゃったとおり、通常は3か月ぐらいというのが一般的かと思います。今回、短いというところにつきましては、貸主の方の希望というところで1か月という形になっておりまして、借りる方、借主のほうについても、それについて納得していただいた上で契約をということはおっしゃっていました。

ですので、もしよろしければ、この後、申請人の方が中に入つてお話を聞いていただく機会がありますので、そちらで聞いていただければとは思っております。

以上です。

11番 それはもちろん納得しないとは言わないんですけれども、要は現実的なもので、こういうものを植えていると1か月って無理だよとかあると思うので、そこを農業者の皆さんに、ちょっと教えていただきたかったという趣旨です。

議長 基本的には野菜でしたら、この契約上には6か月前というふうに書いてありますね。

11番 6か月前ですか。

議長 すみません、1か月前ですか。1か月もあれば、それも当然承知の上でやっているわけですし、まして野菜の場合でしたら、当然その辺はもう十分対応できるはずだと思います。これが植木になると、その辺はちょっと厳しいかと思うんですけども、この方は野菜ですね。なので、そんなに大きな問題はないかと思うんですけども、清水委員、どうでしょうか。

15番 本人は、現場で話をしたときに何を植えるのかということだったんですけども、里芋とかタマネギということなんですけれども、両方とも結構長い期間、取れるまでには時間がかかると思うんですけども、その辺のところは3年の契約期間ということで、いつ相続が発生するか、それは分かりませんので、その辺のところは本人も考えて作付していくと思うし、もしそれが、そういうことが長くかかるようであれば、葉物だったら、もうトラクターでうなっちやえば、すぐなくなっちゃうようなものなので、大丈夫だと思います。

11番 承知しました。ありがとうございます。

議長 そのほか御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようなので、証明書の発行を前提として、申請者の意思確認を行いたいと思います。

申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 本日もお忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画などについて、御説明などをお願いしたいと思いまして、御出席のほうをお願いいたしました。なので、御理解の上、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、私のほうから何点か質問させていただきたいと思います。

都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画などについて説明をお願いしたく、本日、出席をお願いしました。

それでは、私のほうから質問ですが、この法律は生産緑地の貸借の制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として平成30年に施行されたものです。本法律において申請人が提出する事業計画を農業委員会が審査、決定し、市長が認定することにより貸借が成立する制度となっております。

この事業計画は、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の用に供していることが要件となっています。申請人におきましては、立川市や隣接する地域で生産物の5割以上の販売を行うという計画を掲げられております。

そこでお聞きします。当該事業内容の詳細について説明をお願いいたします。

申請人 私の事業内容としましては、お借りした畠に関しましての、これは作付の計画という認識でよろしいですかね。

議長 そうですね。

申請人 なるほど。

私は今、プランとしましては、まず、ジャガイモを3月に植えて、そこから土壌の改良のためにライ麦、麦類を植えて、そこから里芋、ごめんなさい、失礼しました。タマネギを植えて、これの繰り返しでやろうかなと思っております。ただ、おととしかな。里芋は品評会で賞をいただいた手前、里芋にはもう少しチャレンジしたいかなと。どうせ狙うんだったら一番上の賞を狙いたいかなと思っておりますので、ちょっとどこかで、うん、いけるなと思った段階で、私も少人数でやっているもので、そこまで派手にやっちゃうと手が回らなくなって、結果的にお

借りしている土地が、もう草だらけとかになってしまふおそれもあるので、余裕があつたらチャレンジしたいかなと思っております。

議長 分かりました。ありがとうございました。

続きまして、当事業計画の認定につきましては、貸付人の責務についても掲げなくてはいけません。具体的に借受人が年間従事日数の一定割合、貸付人が従事する必要があります。これは将来、相続が発生した際に、主たる従事者の証明の発行を担保するために、貸付人の一定程度の関与をあらかじめ計画しておくものです。

そこでお聞きします。貸付人の従事作業、あと、関与の仕方についてお聞かせいただきたいと思います。

申請人 そちらのほうも、先日、お話の機会をいただきまして、まずは雑草の処理と、あとは収穫ですね。植え付けるのは、もう高齢で、腰がというお話だったんですけれども、無理。そこの今回の貸主様かな。まず、その御両親様が熱中症で亡くなっちゃったというお話を聞いているので、あまり無理はさせられないなと思っておりますので、草取りと、あとは収穫。植え付けは、どうしても時間がかかるっちゃうので、その辺をちょっとやってもらうというお話で、一応まとまりはついていますね。

議長 ありがとうございます。

あくまでも1割程度、あまり無理のない程度にということでございますので、お願いします。

それでは、委員の皆さんの中で御質問がありましたら、お願いしたいと思います。

岩崎委員、お願いします。

11番 1点お願いします。

今の貸主さんのお手伝いのところで、農作業はもちろんなんですけれども、ここに書いてある内容だと、見回りとか、生育状況の確認とか、連絡とか、御相談とか、そういうものもやっていただくという感じで書いてあるんですけれども、そちらもやってくださるということでいいんですかね。

申請人 はい。もちろんです。

11番 以上です。

議長 ありがとうございます。

そのほかに御質問ありますか。

田中委員、お願ひします。

14番 2点ほど質問させていただきたいんですけれども、この使用期間の貸借の期間、3年、3年の理由と、生産したものをどこで販売するのか。その点をお願いいたします。

申請人 3年というのは、正直、取りあえず区切れよくというところで3年。特別、3年じゃなきや駄目だとか、5年じゃなきや駄目だというわけではなくて、単純に、一般的な賃貸借契約が大体3年なので、3年というふうにしたような形です。特別……。ただ、貸主様は結構リスクを極度に嫌う方なので。なので、特約のほうでも恐らく記載があると思うんですけれども、知ったときから、もう1か月以内に返してくれとか、そういう形で、そういう方なので、取りあえず基本的なベースのところで3年という、一般的な賃貸借契約に基づく期間で3年という記載をさせていただきました。

販売先でしたっけ。もう1点が。販売先が、恐らく私の顔を見たことがあると思うんですけれども、みのーれ立川であつたりとか、あとはスーパーさえきさん、そのあたりに今、卸している。あと、立川の南口にある、の一かるバザールさん、あちらの店舗のほうにちょっと卸す。継続という形ですかね。ほかにも村山のほうのさえきさんであつたりとか、昭島のカインズホームさんにも卸してはいるんですけれども、メインはやっぱりちょっと。運転できるのが私しかいないので、あまり遠くへ行っちゃうと、正直もう配送だけで1日が終わっちゃうという日も出てきちゃっていて、遠方のところは、もうそこには卸していないので、基本的にはこのあたりで、みのーれ立川さんと、の一かるバザールさんと、あとスーパーさえきさん、この3つに絞ってやっていこうかなとは考えております。

議長 ありがとうございます。

田中委員、よろしいでしょうか。

14番 了解です。

議長 そのほかよろしいでしょうか。質問ありますか。いいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、皆さんからは質問はもうないということで、以上になります。ぜひ頑張って、より一層、農家の発展を祈念しておりますので、ぜひ。ただ、体だけは気をつけてください。また今後ともよろしくお願ひします。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第2号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、決定することにいたします。

次に、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、3件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を鈴木会長、高杉委員、橋本委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

まず、議案第3号の1、若葉町3丁目の1筆となります。略図1を御覧ください。略図1は第九中学校の西に広がる農地で、植木生産を中心に花卉類も生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。なお、畠内の四角い箇所につきましては元墓地があった箇所で、現在は畠となっております。

続きまして、議案第3号の2、栄町2丁目の2筆となります。略図2を御覧ください。略図2は南砂小学校の北に広がる農地で、ニンジンやナス、トウモロコシなど多種類の露地野菜を生産されておりました。肥培管理は大変良好で、境界も確認ができております。

続きまして、議案第3号の3、栄町2丁目の1筆となります。略図3を御覧ください。略図3も南砂小学校の北に広がる農地で、トマトやネギなどの多種類の野菜を露地とハウスで生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。なお、農地南東のくぼんだ箇所は墓地となっております。

なお、議案第3号の2と第3号の3につきましては同一世帯となっております。

説明のほうは以上となります。

議長 確認を担当された地区委員さんから補足説明をお願いします。また、中立委員さんには、全体を通して何か追加説明があったら、そのままお願いしたいと思います。

それではまず、番号の1番は私のほうから報告をさせていただきます。

1番のこの方は、主に花を中心としている方でございます。全体的に肥培管理は良好でございました。一部、境界石が見当たらないところがありましたので、後日、境界石を確認しましたら、ちゃんとしっかりと石のほうも分かるようにしていただいて確認をいたしました。また、一部植木が植わっていたんすけれども、それも全部、全て抜根して更地になって、それで、また新たに植木を植えるということでございましたので、全体的に問題はない農地でございました。

1番については以上でございます。

続きまして、2番と3番ですね。高杉委員、お願いします。

3番 この方なんですけれども、地区内でもかなり肥培管理がよくて、草なんかは全然見当たらないような畑なので。

畑は夫婦でやられていて、今回2つに分かれていたので。2人一緒に。

立川通りの北側の畠なんですけれども、こちらにはジャガイモ、万願寺だとか、ナスだとか、トウモロコシ、キュウリ、インゲン、里芋、シソが植わっており、草は全然やっぱりなくて、ただ、ナスが一部病気にかかっていました。病気の名前は忘れちゃったんですけども、申し訳ないです。

それと、自宅の隣の畠なんですけれども、こちらはハウスがあって、ハウスの中はトマトの大玉とミニトマト、ピーマン、それと露地にはニンジン、ネギ、大葉等が植わっていました。肥培管理は良好で、何ら問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

中立委員の橋本委員、何かございますか。

5番 特にありません。

議長 分かりました。

ただいま説明がありました件について、御質問があつたらお願いします。

岡部委員。

17番 私の勘違いなのかもしれませんけれども、1番の方の表の右から2行目なんですけれども、これを見ると、何か3年以内にたしか受けなきやいけないという思いがあるんですけども、3年過ぎているような気がするんですけども、どうなんでしょうか。

議長 事務局、こちらについては……。

係長 前回の調査から3年たっているというお話でよろしいですか。

17番 だから、3年以内に次の調査を受けなきやいけないという勝手な認識を持っているんですけども、これを見ると、3年をちょっと過ぎちゃっているんだけれども。聞いた話では、3年以内にやらないと税務署の関係で引っかかるような……。

係長 調査ですが、まず、被相続人の方が亡くなられて10か月後ぐらいが1回目の調査となります。その後、3年ごとに、また改めて調査をしていきますが、その3年ごとの調査で、3年

以内にしてくださいというところではなく、ほかの方でも実際は、今回の場合はちょうどなったんですけれども、ほかの方でも3年を超えてという調査は実際にはありますけれども、税務署へ提出する期限までに調査をして、農業委員会のほうで引き続きの証明を出すことが可能であれば大丈夫ということで、我々のほうでは理解をしております。

11番 引き続き農業経営を行っている期間というのは3年過ぎている。だから、調査の日がいつかというよりは、ここの期間が3年過ぎていますよということだと思うんですけども、それは今の説明で答えになっていないんじゃないかと思うんですよね。

係長 まず、こちらの日付が、どのように設定しているかというところなんですけれども、農業者の方が3年に1回の調査のときに事務局のほうへ手続に来られて、うちのほうで收受した日がこちらの日付となっております。

局長 いつ来たの、收受は。いつ申請に来られたの。

係長 申請に来られた日が5月14日ということになっておりまして、その前の3年前は令和4年5月11日に申請に来られて、その後、今年については7年5月14日に申請に来られたということになっておりまして、その間の期間を証明期間とさせていただいているということになっております。

17番 分かりました。

議長 よろしいですか。

岩崎委員。

11番 これは租税特別措置法上の要件ではなくて、立川の農業委員会として事務的に、いつからいつの分を確認しましたということを表しているだけということですか。

係長 今おっしゃったとおりで、事務局としては、今、委員がおっしゃったとおりです。

以上です。

11番 農業委員会としての手続に瑕疵はなさそうだということで、いいんですかね。

- 局長 税務署のほうで問題がなければ、それでいいので。
- 2番 申請者は、この期間の3年間をちゃんとやっていましたという、その証明を出してくださいということで申請が上がってきてているから、それに対して過ぎているのは委員会で問題にするよりも、税務署のほうが最初のときから3か月、今のでいくと。3か月。2か月。2か月ぐらい過ぎちゃっているけれども、それでも問題ないのかどうかというほうが……。
- 係長 補足といいますか、追加でちょっとさせていただきますと、今、委員のほうもお話があったとおり、あくまで申請者の方の申請日に基づく期間となっておりまして、税務署のほうの書式について、書式を基にこちらの証明願を作っておりますので、その辺で今まで特段問題になったことがございません。
- 申請される方につきましても、以前は税務署のほうから3か月ぐらい前に書類が来ていて、最近は遅くなっているなんていうケースがよくございます。前は、ですので、3年後に大体そういう書類が来ていたのが、最近遅くなつて、より長くなつちやつたなんていうケースも実際にあります、その点で、それについて問題になったことはございませんので、あくまで提出日までに間に合つて、約3年間、ちゃんと引き続き農業経営を行つていたということを農業委員会のほうで証明するということで御理解いただければ、よろしいかと思います。
- 14番 たしか今まで立川税務署から来たものが、今度、一括して都内のほうの税務署から来ているんですよね。その関係で遅れているのかもしれないですね。
- 議長 この税務署から来る通知というのは、あくまでもサービスだということだそうです。一番は、本人が忘れてはいけないというのが、税務署からそういう意見でしたよ。なので、万が一、通知が来ない場合も、もしかしたらあるということを言つていました。そういうことは、まずはないんですけども、そうしたら、税務署からは、これはあくまでも我々はサービスだということを言つていました。やっぱり申請する方は、しっかり覚えておかなくちゃいけないというのが基本ですね。

私なんか、もうさっき言ったように、3か月前に証明をして、それでもう期間前にも丸々3年以内に提出しても、税務署でいいということなので、そのようにしたりしております。

よろしいですか。

何かそのほか御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、ないようでしたら採決に移ります。

議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

そのほか事務局、何かございますか。

局長 事務局のほうからは特にありません。

議長 ないようであれば、本日の審議は終了でございます。次回の農業委員会は、7月23日（水）午後3時から208・209会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後4時00分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員